

東京鳳鳴会の沿革

※会則の遷り変わり

(昭和16年～平成7年)

※役員構成および実行委員

(昭和16年～平成7年)

※財政状況の推移

(昭和51～平成7年度、収入・支出・年会費)

※会合の状況

(昭和51～平成7年度、会場・出席会員など)

※《略年表》東京鳳鳴会のあゆみ

(昭和28年～平成8年6月)

※あとがき

会則の遷り変わり

資料・会則の部（昭和16年～平成7年）

資料・会則（1） 在京大公会 会則（昭和16年当時）

第一条 本会ハ在京大公会ト称ス

第二条 本会ハ会員相互ノ親睦ヲ図リ併テ会員各自ノ向上発展ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ秋田県立大館中学校縁故者ニシテ東京府及其近県ニ居住スル左記会員ヲ以テ組織ス

一、通常会員 大館中学校出身者並ニ之ニ準スヘキモノ

一、特別会員 大館中学校旧教職員タルモノ

一、準会員 会員二名以上ノ紹介アリタルモノニシテ幹事会ノ承認セルモノ

第四条 本会ノ事務所ハ幹事会ニ於テ之ヲ定ム

但當分ノ内会長方ニ置ク

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、会 長 一名

一、副会長 二名以内

一、幹事長 一名

一、常任幹事 七名以内

一、幹 事 若干名

一、顧 問 若干名

一、評議員 若干名

第六条 会長、副会長ハ幹事会ニ於テ会員中ヨリ選任シ 幹事長、常任幹事及ビ幹事ハ總會ニ於テ会員中ヨリ選挙スルモノトス

第七条 顧問及評議員ハ幹事会ニ於テ……

（※以下資料なし）昭和60/3・東京鳳鳴会会報・第4・5号所載、座談会記事の写真から判読した。

「在京大公会会則」の現物所蔵の方がおられれば幸いである。

※資料=加賀谷家資料による昭和31年5月10日改正の会則は別記。

資料・会則（2） 東京鳳鳴会 会則（昭和31年5月10日改正）

第一条 本会は東京鳳鳴会と称する。

第二条 本会は会員の親睦を図り併せて後輩のよき相談相手となることを目的とする。

第三条 本会は秋田県立大館中学校並びに秋田県立大館鳳鳴高等学校の縁故者で東京都及びその周辺地区に居住する左の会員をもって組織する。

一、普通会員 母校出身者並びにこれに準ずるもの

二、特別会員 母校の旧教職員であったもの

三、準会員 その他関係者で幹事会で承認したもの

第四条 本会の事務所は幹事会において定めるものとする。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長 一名

二、常任幹事 若干名

三、幹事 若干名

四、学生幹事 若干名

五、会計監事 三名以内

第六条 会長、幹事および会計監事は総会において会員中より選任し、常任幹事は幹事の互選とする。この任期は二年とする。但し、再選を妨げない。補充者は前任者の残任期間とする。

2. 学生幹事は東京学生鳳鳴会において在学中の会員より選任する。

この任期は一年とする。但し、再選を妨げない。補充者は前任者の残任期間とする。

第七条 本会に顧問及び評議員若干名を置くことができる。

顧問及び評議員は幹事会において会員中より委嘱するものとする。

第八条 会長は会務を統括し、本会を代表する。

常任幹事は会長を補佐し、日常の会務を処弁する。

会計監事は会計を監査する。

第九条 会長、常任幹事、幹事及び学生幹事は幹事会を組織して会の重要な事項を合議する。

会計監事は幹事会に出席して意見を述べることができる。

評議員は評議員会を組織して本会の諮問に応ずるものとする。

東京学生鳳鳴会の連絡員を学生の連絡に当たらしめることができる。

第十条 幹事会及び評議員会合同で役員会を組織して会の重大な事項について合議することができる。

第十一条 本会は目的達成のため左の事項を行う。

一、総会

二、懇親会

三、その他必要事項

第十二条 総会は毎年五月に会長これを招集する。

懇親会は随時開催するものとする。

第十三条 本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第十四条 本会の経費は会員の拠金、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充つるものとする。但し、大口寄付金の収受は幹事会の承認を要する。

第十五条 本会の会員は住所及び職業を変更したときは直ちに事務所に通知しなければならない。

第十六条 本会の会則は総会において出席会員の過半数の同意を得なければ変更ができない。

資料・会則(3) 東京鳳鳴会 会則(昭和41年4月)

第一条 本会は東京鳳鳴会と称す。

第二条 本会は会員の親睦を図り併せて後輩のよき相談相手となることを目的とす。

第三条 本会は秋田県立大館中学校並びに秋田県立大館鳳鳴高等学校の縁故者で東京都及びその周辺地区に居住する左の会員を以て組織す。

- 一、普通会员 母校出身者並びにこれに準ずるもの
- 二、特別会員 母校の教職員であったもの
- 三、準会員 その他関係者で幹事会で承認したもの

第四条 本会の事務所は幹事会において定めるものとする。

第五条 本会に左の役員を置く。

- 一、会長 一名
- 二、副会長 一名
- 三、幹事長 一名
- 四、常任幹事 若干名
- 五、幹事 若干名
- 六、学生幹事 若干名
- 七、会計監事 三名以内

外に総会の推薦により名誉会長をおくことがある。

第六条 会長、副会長及び幹事長は総会において会員中より選任し、常任幹事、幹事及び会計監事は会長これを委嘱す。この任期は二年とす。但し再任を妨げない。補充者は前任者の残任期間とす。

第七条 本会に評議員若干名を置くことが出来る。

評議員は会長が会員中よりこれを委嘱す。

第八条 本会に顧問を置くことがある。顧問は本会に功労ある会員中より総会においてこれを推薦す。

第九条 会長は会務を統括し、本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

幹事長は会の事務を処理する。

会計監事は会計を監査する。

第十条 会長、副会長、幹事長、常任幹事及び学生幹事をもって幹事会を組織し、会の運営について合議する。

幹事は当該期の会員の連絡、調査に当り必要に応じ幹事会に参加し、会の重要事項を合議することがある。

第十一条 幹事会及び評議員会合同で役員会を組織して会の重大な事項について合議することが出来る。

第十二条 本会は目的達成のため左の事項を行う

- 一、総会 毎年五月に会長これを招集する
- 二、懇親会 随時開催するものとする
- 三、その他必要事項

第十三条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十四条 本会の経費は会員の拠金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てるものとする。

第十五条 本会々員は住所及び職業に変更ある時は直ちに事務局に連絡通知をなす事。

第十六条 本会々則の変更は総会において出席会員の過半数の同意を要するものとする。

資料・会則(4) 東京鳳鳴会 会則(昭和51年5月10日改正)

第一条 本会は東京鳳鳴会と称す。

第二条 本会は会員の親睦を図り併せて後輩のよき相談相手となることを目的とす。

第三条 本会は秋田県立大館中学校並びに秋田県立鳳鳴高等学校の縁故者で東京都及びその周辺地区に居住する次の会員を以て組織す。

1. 普通会員 母校出身者並びにこれに準ずるもの
2. 特別会員 母校の教職員であったもの
3. 準会員 その他関係者で幹事会で承認したもの

第四条 本会の事務局は幹事会において定めるものとする。

第五条 本会に左の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 幹事長 | 1名 |
| 4. 副幹事長 | 3名 |
| 5. 各期幹事 | 若干名 |
| 6. 常任幹事 | 若干名 |
| 7. 学生幹事 | 若干名 |
| 8. 会計監査 | 3名以内 |

更に総会の推薦により名誉会長を置くことがある。

第六条 会長、副会長及び幹事長は総会において会員中より選任し、副幹事長、常任幹事、各期幹事、及び会計監査は会長これを委嘱す。この任期は2ヶ年とす。

但し再任を妨げない。補充者は前任者の残任期間とす。

学生幹事は東京学生鳳鳴会において在学中の会員より選任す。この任期は1ヶ年とす。

但し再任を妨げない。補充者は前任者の残任期間とす。

第七条 本会に評議員若干名を置くことが出来る。

評議員は会長が会員中よりこれを委嘱す。

第八条 本会に顧問を置くことがある。顧問は本会に功労ある会員中より総会においてこれを推薦す。

第九条 会長は会務を統括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

幹事長は会長、副会長の指示のもとに幹事会を主宰し、会の事務を処理する。

副幹事長は幹事長を補佐する。会計監査は会計を監査する。

第十条 会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事及び学生幹事をもって幹事会を組織し、会の運営について合議する。

各期幹事は当該期の会員の連絡、調査に当り、必要に応じ幹事会に参加し、会の重要事項を合議することがある。

第十一条 幹事会及び評議員会合同で役員会を組織して会の重大な事項について合議することが出来る。

第十二条 本会は目的達成のため左の事項を行う。

1. 総 会 毎年5月に会長これを招集する
2. 懇親会 随時開催するものとする
3. その他必要事項

第十三条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第十四条 本会の経費は会員の拠金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てるものとする。

第十五条 本会会員は住所及び職業に変更ある時は直ちに事務所に連絡通知をなす事。

第十六条 本会会則の変更は総会において出席会員の過半数の同意を要するものとする。